参考

死後事務委任契約書

委任者　○○○　（以下「甲」という。）及び受任者特定非営利活動法人りすシステム（以下「乙」という。）は、次の通り契約を締結した。

第１条　（死後事務の委任）

甲は乙に対し、乙所定の標準死後事務及び甲の希望するオプション死後事務（以下、「本件死後事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。なお、甲は本件死後事務にかかる限度額を○○○万円と定める。

第２条　（祭祀主宰者の指定）

甲は、甲本人の祭祀の主宰を乙に委任し、乙はこれを受任する。

第３条　（権限の付与）

１　甲は、乙に対し本件死後事務を処理するために必要な権限を付与する。

２　甲は、乙が本件死後事務の処理をするにあたり、代理人を選任することを承諾する。

第４条　（死後事務の履行）

乙は本件死後事務を、甲の死亡の事実を知ったときから、速やかに履行するものとする。

第５条　（死後事務の費用）

乙が本件死後事務を処理するために必要な費用は、下記に掲げるものとし、甲の負担とする。

（１）本件死後事務処理に必要な交通費・郵送料・振込手数料その他の事務上の実費（乙の職員が本件死後事務を処理するために出張した場合の、甲と乙が別に合意した額の日当を含む）

（２）本件死後事務処理に必要な外注にかかる料金

第６条　（死後事務の立替金の処理）

１　甲の支払うべき債務・公租公課等を、本件死後事務の履行として、乙が甲に代わって支払ったときは、乙は当該立替金につき、後に甲の遺産から返還を受けるものとする。

２　前項の立替金は、甲が受け取るべき返還金・還付金等の債権を乙が代わって受け取った金員と対当額で相殺することができるものとする。

３　前項の措置をとってもなお立替金があるときは、特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構（主たる事務所の所在地　東京都千代田区麹町４丁目５番１０号麹町アネックスビル２０１号、理事長　長吉泉、以下、「決済機構」という）が保管中の生前事務預託金の残余分を、立替金の返還に充てることができるものとする。

第７条　（報酬）

乙の本件死後事務に対する報酬は、甲の負担とし、その報酬額は標準死後事務として乙が予定した金額から第５条に定める費用を控除した金額及び乙所定の各種事務手数料の合計額とする。

第８条　（死後事務原資預託金）

１　甲は、第５条に定める費用及び第７条に定める報酬の支払を担保するため、乙が行う死後事務の原資の全部または一部を、決済機構に預託するものとする。

２　乙は、第５条に定める費用及び第７条に定める報酬については、まず死後事務原資預託金から支払を受け、なお不足する金額については、甲の遺産（生前事務預託金の残余分を含む）から支払を受けるものとする。

第９条　（死後事務の履行の一部留保）

１　本件死後事務の費用に充てるべき金額が、死後事務原資預託金及び生前事務預託金の残余金の合計額では不足し、かつ、当該不足額を後日、甲のその他の遺産から回収することも困難と見込まれるときは、当該回収の見込みが立つまで、その履行を留保することができる。

２　前項に定める場合のほか、本件死後事務の履行に当たり、天変地異の発生等の不測の事態が生じたとき又は予見されるときは、乙は、その事情が止むまでの間、当該履行を留保することができる。

第１０条　（決済機構による監視）

１　甲及び乙は、決済機構に、乙による本契約の履行状況並びに生前事務預託金および死後事務原資預託金の入出金の監視を行わせることに合意した。

２　乙は、所定の日当、事務手数料又は会費を変更しようとするときは、あらかじめ決済機構の承認を得なければならない。

３　乙は、第１条に定める本件死後事務にかかる限度額を超える金額を死後事

務履行の対価として徴収しようとするときは、決済機構の承認を得なければならない。

4　甲は、乙が決済機構に対し、本条の事務を行うために必要な甲の個人情報を提供することを承諾した。

5　甲は、自己の生前事務預託金の入出金履歴及び残高が適正であるかどうか並びに死後事務原資預託金の管理状況について、いつでも決済機構に問い合わせることができる。

第１１条　（契約の解除）

1　甲は、甲が死亡するまでの間は、いつでも本契約を解除することができる。

2　甲の死亡した後においては、甲の相続人は、本件死後事務が甲の死亡に直接関連して発生する諸事務であるという特殊性及びその事務実施の緊急性に鑑み、原則として、乙が正当な理由なく本件死後事務を履行しないときを除き、本契約を解除することはできないものとする。

第１２条　（契約の終了）

本契約は、次の場合に終了する。

（１）甲の生存中に、乙が解散したとき。

（２）甲の生存中に、甲又は乙が破産手続開始決定を受けたとき。

（３）本契約が解除されたとき。

第１３条　（預託金の返還）

乙は、前条の規定により本契約が終了したときは甲に、乙が死後事務の履行に着手したときはその相続人（受遺者又は遺言執行者があるときは、これらの者）に、次の金員を引き渡すものとする。

（１）生前事務預託金の残余分

（２）死後事務原資預託金。但し、乙が死後事務の履行に着手した後においては、その残余分。

（３）支払済の会費のうち、未経過分の月割金額。

以　上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（公正証書作成日になります）

委任者　甲　　住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

生年月日　大・昭・平　　年　　月　　日

受任者　乙　　主たる事務所　東京都豊島区巣鴨５丁目３５番３７号

法　人　名　　特定非営利活動法人りすシステム

代 表 者 名　　代表理事　　杉　山　　歩